

第3期 四万十町 子ども・子育て支援事業計画

～概要版～

計画策定の趣旨と背景

本町では平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の量及び質の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を図ってきました。

本町においても少子化や女性の社会進出により、就学前児童の保育ニーズや、小学生児童の放課後の居場所づくりが求められています。

「第2期計画」の計画期間満了に伴い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体として、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応すべく、「第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「第2次四万十町総合振興計画」、「四万十町第3期地域福祉計画」を上位計画として、他の関連計画と整合性を保ちながら、かけがえのない子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和2年度～令和6年度まで	令和7年度～令和11年度まで
第2期 四万十町 子ども・子育て支援事業計画	第3期 四万十町 子ども・子育て支援事業計画

教育・保育事業のニーズ量の見込み及び確保方策

認定区分と提供区域

認定区分

子ども・子育て支援制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定したうえで、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分	区分内容	対象施設
1号認定	満3歳以上（学校教育のみ・保育の必要性なし）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上（保育を必要とする子ども）	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満（保育を必要とする子ども）	保育所・認定こども園 小規模保育事業

教育・保育事業

1号認定及び2号認定（教育ニーズ）【3～5歳】における教育施設のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	5	4	4	4	3
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定（教育ニーズ）	5	4	4	4	3
② 確保方策	16	16	16	16	16
特定教育・保育施設	16	16	16	16	16

2号認定（保育ニーズ）【3～5歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	230	216	181	171	169
② 確保方策	356	356	356	356	356
特定教育・保育施設	356	356	356	356	356
地域型保育事業	0	0	0	0	0

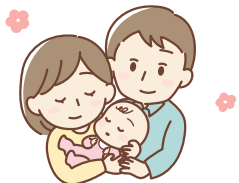
3号認定【0～2歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	121	119	124	119	112
0歳	17	16	15	15	14
1歳	46	53	51	48	46
2歳	58	50	58	56	52
② 確保方策	243	243	243	243	243
0歳	42	42	42	42	42
特定教育・保育施設	42	42	42	42	42
地域型保育事業	0	0	0	0	0
1歳	94	94	94	94	94
特定教育・保育施設	94	94	94	94	94
地域型保育事業	0	0	0	0	0
2歳	107	107	107	107	107
特定教育・保育施設	107	107	107	107	107
地域型保育事業	0	0	0	0	0

地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
延長保育事業 (土曜日の保育延長事業)	人	51	49	45	42	41
	か所	11	11	11	11	11
放課後児童クラブ	人	50	50	50	50	50
	か所	1	1	1	1	1
放課後子ども教室	人	307	277	271	258	238
	か所	11	11	11	11	11
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日	11	11	11	11	11
乳児家庭全戸訪問事業	人	56	54	51	49	47
養育支援訪問事業	人	57	55	52	51	49
地域子育て支援拠点事業	人回	2,291	2,265	2,304	2,199	2,093
	か所	3	3	3	3	3
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日	197	189	173	164	159
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日	129	123	120	113	105
妊婦健診事業	人回	643	621	589	567	545
子育て世帯訪問支援事業	人日	0	0	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業	回	180	180	180	180	180
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人/月	0	5	5	5	5
産後ケア事業	人日	25	25	25	25	25
	宿泊型	人日	5	5	5	5
	訪問型	人日	15	15	15	15
	通所型	人日	5	5	5	5



目指す姿

まちの将来を担う人を育むまち



基本目標 ① 子育てを支える地域づくり

働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した町民が利用しやすい教育・保育サービスの充実を図ります。

- (1) 子育て支援サービスの計画的な推進
- (2) 地域ぐるみの子育て支援
- (3) 経済的負担の軽減
- (4) 子育てについて学ぶ環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進



基本目標 ② 安心して生み育てることのできる環境づくり

一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・確保など、母子保健の充実に努めます。

- (1) 親と子の健康の確保及び増進
- (2) 小児科・産科医療の確保



基本目標 ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

- (1) 食育の推進
- (2) 子どもの生きる力を育む学習の推進
- (3) 生涯学習を通じた人づくりの促進
- (4) 地域ぐるみでの青少年健全育成の推進



基本目標 ④ 配慮が必要な家庭や児童への支援

ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、ヤングケアラー、虐待等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 要保護児童への支援体制の充実
- (3) 支援を要する子どもへの適切な支援
- (4) 子どもと子育て家庭の状況に応じた支援



基本目標 ⑤ 安心して暮らすことのできる地域づくり

安心して子育てできるよう、子どもや子育て家庭等に配慮した生活環境の整備やのびのび遊べる遊び場の管理、安全なまちづくりなど、安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子ども等の安全の確保



第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画 ～概要版～

発行年月 令和7年3月発行 四万十町教育委員会 生涯学習課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

TEL 0880-22-3576 FAX 0880-29-0073